

障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト）に
係る平成21年度実施協議について

障害者の自立を支援するためには、マーケットが小さい等の理由で開発が進んでいない支援機器や技術に関する研究開発が必要不可欠です。

このことから、本プロジェクトは、開発を行う企業及び公的研究機関、障害者等が連携し、実証実験等を通じて障害者等が実際に使いやすい機器等を開発することを目的とする事業に対して所要の助成を行い、もって、障害者の自立支援の促進に資することを目的としています。

つきましては、本事業に係る国庫補助を希望する場合には、別添「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト協議要項」に基づき、平成21年6月22日（月）までに当職あて協議書概要を提出してください。また7月3日（金）までに協議書を提出してください。

なお、協議のあった事業については、有識者等からなる「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト評価検討会」に諮り、その内容に関する意見を聞くとともに、必要に応じヒアリングを行った上で、採択の可否及び採択の場合はその補助額を決定することとしていますので申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

(別添)

障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト協議要項

1 目的

本プロジェクトは、開発を行う企業及び公的研究機関、障害者等が連携し、実証実験等を通じて障害者等が実際に使いやすい機器等を開発することを目的とする事業に対して所要の助成を行い、もって、障害者の自立支援の促進に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 応募資格者

次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）

ア. (ア) から (キ) に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者

(ア) 厚生労働省の施設等機関（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員（※2）である場合に限る。）

(イ) 地方公共団体の附属試験研究機関

(ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関

(エ) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）

(オ) 研究を主な事業目的とする特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人

(カ) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人

(キ) その他厚生労働大臣が適当と認める機関

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

※2 任期付研究員の場合、当該研究事業予定期間内に任期満了に伴う退職等によりその責務を果たせなくなる場合に限る(研究分担者を除く。)

イ. 研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめ、補助金の適正な執行を含む。）に係る全ての責任を負う者であって、外国出張その他の理由により長期にわたりその責務を果たせなくなる事又は定年等により退職し試験研究機関等を離れること等の見込みがない者

(2) 研究組織及び研究期間等

ア. 研究組織

研究代表者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとする。

(ア) 研究代表者

研究計画の遂行にすべての責任を負わねばならない。

(イ) 研究分担者（（１）アに該当する者に限る。）

研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する。

また、分担した研究項目の遂行に必要な経費の配分を受けた場合、その適正な執行に責任を負わねばならない。

(ウ) 研究協力者

研究代表者の研究計画の遂行に協力する。

なお、研究に必要な経費の配分を受けることはできない。

イ. 研究期間

交付基準額等の決定通知がなされた日以後であって実際に研究を開始する日から当該年度の実際に研究が終了する日までとします。

ウ. 所属機関の長の承諾

研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承諾を得てください。なお、当該研究の実施に係る承諾書は補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

3 対象事業

次のテーマに関する事業実施の提案について、採択を行う。（各テーマの提案に係る詳細は別に提示する個表を参照すること。）

テーマ番号	テーマ名称
1	障害者が自立して住みやすい住環境モデルの構築
2	視覚障害者の日常生活支援機器
3	聴覚障害者の日常生活支援機器
4	安全に配慮された電動車いす
5	重度運動機能障害者の意思伝達を支援するBMI技術の開発
6	障害者スポーツ用機器の開発

4 補助額等

(1) 補助の規模

テーマ番号	1 課題当たりの補助費の想定規模
1	50,000～150,000千円程度
2	30,000～150,000千円程度
3	50,000～100,000千円程度
4	50,000～150,000千円程度
5	50,000～150,000千円程度
6	30,000～ 60,000千円程度

(2) 補助率

定額 10 / 10相当

(3) 補助対象経費

ア. 申請できる研究経費

障害者保健福祉推進事業に必要な人件費、賃金、謝金、備品費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費、委託費並びに間接経費等

各項目の具体的な支出例は、以下のとおりである。経費の算出に当たっては、所属機関の内規（内規がない場合は、一般常識的な額）に基づいてください。なお、人件費、賃金は、（別表）単価基準額に基づくものとし、旅費は国家公務員等の旅費に関する法令に準ずるものとしします。

	項目	具体的な支出例
直接研究費	人件費	・研究者の人件費、（別表）単価基準額参照 ・支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料及び各種手当
	賃金	・資料整理作業等の研究補助者、日々雇用する単純労務に服する者に対する報酬、（別表）単価基準額参照 ・支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
	謝金	・検討会等の構成員や実験被験者に対する謝礼 ・講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 （別表）単価基準額参照（いずれも金銭、物品を問わない。研究分担者は除く。）
	備品費	・点字プリンター等リースになじまない物品の購入費 （※パソコン等、一般のOA機器の購入は補助対象外）
	消耗品費	・各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、又は毀損しやすいもの、長期間の保存に適さない物品の購入費 ・市販ソフトウェア
	雑役務費	・研究要素のない機械装置製作やソフトウェア作成等の外注費 ・銀行振込手数料、翻訳手数料等雑役務を伴うもの
	借料及び損料	・会場借上料、パソコン等の機械の借上料
	旅費	・当該研究業務遂行上で必要な旅行経費
	会議費	・会議用、式日用の茶菓代（弁当等の食事代は含まない）
	通信運搬費	・郵便料、運搬料、電信電話料
	印刷製本費	・報告書、パンフレット等の印刷、製本の経費
	光熱水費	・電気使用料、ガス使用料、水道使用料等及びこれらの使用に伴う計器類の使用料 ・自動車等の燃料の購入費
委託費	・直接研究費の1/2以内、研究業務の一部を他の研究機関に委託して行うための経費	
間接経費	・研究開発業務遂行に必要な事務・人件費、設備損料、施設管理費等。施設整備費は除く。	

イ. 直接研究費及び委託費(以下「研究費」という。)として申請できない経費について
補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者を対象としているため、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

(ア) 建物等施設に関する経費

ただし、補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。

(イ) 研究を補助する者に対する退職金、ボーナス

(ウ) 机、いす、パソコン等研究機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費

(エ) 研究実施中に発生した事故又は災害の処理のための経費(被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該研究計画に位置づけられたものに限る。)の保険料を除く。)

(オ) その他研究に関連性のない経費。

ウ. 人件費について

助成事業への従事の仕方の違いにより区分(別表)単価基準表の人件費を参照)された職員に対する人件費。人件費は、研究費の30%を限度とします。

ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人にあっては対象となりません。

エ. 賃金について

研究代表者等の研究計画の遂行に必要な資料整理等(経理事務等を行う者を含む。)を行う者(研究補助者)を日々雇用する経費(賃金)については、補助金から支出し、研究代表者らの所属機関において雇用することができます。

この場合、所属機関が雇用するために必要となる経費は、研究代表者等から所属する所属機関に納入してください(間接経費が支給される場合は除く)。

研究代表者等が国立試験研究機関(※)に所属する場合、経理事務及び研究補助に要する賃金職員は別途の予算手当によって各機関一括して雇用するため、補助金からこれらに係る賃金は支出できません。

※ 国立試験研究機関とは、国立医薬品食品衛生研究所、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所及び国立保健医療科学院をいう。

オ. 旅費等について

研究代表者等が、当該研究上必要な情報交換及び現地調査などに必要な国内旅費、また研究協力者や実験の被験者が研究協力などに必要な国内旅費。なお、支給に関しては国家公務員等の旅費に関する法令に準ずるものとします。

カ. 備品について

価格が50万円以上の機械器具等であって、賃借が可能なものを購入するための経費の申請は認められません。研究の遂行上、調達が必要な機械器具等については、原則的にリース等の賃借により研究を実施していただくこととなります。

なお、研究者等への所有権の移転を契約内容に含めるリースは認めておりません。

※ 補助金で取得した財産（備品等）については、補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律第22条が適用されます。

キ. 間接経費について

間接経費は、補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、研究費等に上積みして措置するものです。

平成21年度に新規採択される公募課題に係る間接経費は、研究費1,000万円以上の課題について研究費の15%を限度に希望することができます。なお、研究代表者が国立試験研究機関に所属する場合には支給の対象外となります。

5 留意事項

(1) 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- ア. 単年度で終了しない事業
- イ. 事業の主たる目的である事務・事業を事業主体が実質的に行わず、第三者に委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- ウ. 事業の大部分が備品費である事業
- エ. 営利を目的とする事業

(2) 事業内容、実施方法等においては、以下の点に配慮すること。(事業内容上馴染まない場合を除く)

- ア. 事業で期待される成果が、自立支援の促進につながる障害者が存在すること。
- イ. 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- ウ. 研究開発において支援機器の想定ユーザ(例えば視覚障害者支援機器であれば、それを利用する視覚障害者)、医療福祉専門職(理学療法士等で支援機器の想定ユーザらの障害、生活環境について知見のある者)等のアドバイス等を適宜得られる体制にあること。

上記、メンバーを含めた開発状況報告会等を設置し、客観的な体制で使い勝手等に関する評価・アドバイスを受け、改善する機会を設けること。

エ. 研究倫理に留意し、被験者による評価実験を行う前に所属機関等で倫理審査を行うこと。

オ. 事業内容に即した事業費の見積もりであり、経理担当者が明確であること。

カ. 研究開発の成果等をまとめた報告書冊子を作成すること。(なお、報告書冊子は、国立国会図書館に納本を行うことを予定。)

キ. 事業の実施状況、成果は、実施主体のホームページ等を通じて情報発信に努めること。

※1 実施主体のホームページ等による公表について

○補助金交付決定時に、事業目的及び事業計画等

○事業完了後、事業の成果の概略

上記の計2回以上、公表を行うことが望ましい。

※2 当省のホームページ等による公表について

○事業の実施成果については、当省のホームページ等により公表する。

ク. 研究開発の成果を公にデモンストレーションするよう努めること(期限内に可能な場合は研究費に含めることができる)。その際、支援機器の操作を行う者は、障害者であることが望ましい。また研究期間終了後に開催する場合は、その費用について研究者が所属する機関で負担していただくこと。

なお、事後評価のため、報告会(デモンストレーション又はプレゼンテーション)を研究開発終了後に行うことを予定している。

ケ. 研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにしてくだ

さい。

コ. 補助金の支払いは、概算払いを予定しているが、場合によっては、精算払いとなる可能性があることをあらかじめ承知しておくこと。

サ. 補助金の管理及び経理について

補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者及び経費の配分を受ける研究分担者の研究費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、研究代表者等の所属機関の長に必ず委任すること。（委任状と承諾書のコピーを提出すること。）

シ. 不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

研究者が補助金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。）（以下「不正経理等」という。）により、平成16年度以降、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、それぞれ一定期間、当該研究者（不正経理等を共謀した者を含む。）は補助金の交付の対象外となり研究分担者となることもできません。

なお、研究分担者が不正経理を行った場合は、研究分担者のみが補助金の交付対象外となります。

ス. 経費の混同使用の禁止について

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできません。

6 提出書類

(1) 障害者保健福祉推進事業の実施に係る次の書類

ア. 平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト）実施協議書概要（別紙1）

イ. 平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト）実施協議書（別紙2）

7 提出期限

平成21年7月3日（金）（持参の場合は、午後5時まで）

ただし、協議書概要（別紙1）は、平成21年6月22日（月）（持参の場合は、午後5時まで）までに提出してください。

※ 郵送による場合は当日消印有効とする。

※ 提出期限を経過して届いた協議書については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。なお、書類は返却しません。

8 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

<提出書類の送付先>

郵便番号 100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

自立支援振興室 社会参加支援係

※封筒表面に、赤字で「平成21年度障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト協議書在中」と記載のこと。

(2) 提出書類のうち、平成21年度障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト協議書(別紙2)については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレス宛に送付すること。(送付する際はメールの表題に「(研究代表者名)障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト実施協議」と入れること。)

なお、当該メールが「7」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、協議書を受け付けないので、留意すること。

<電子媒体送付先アドレス>

syougaikiki@mhlw.go.jp

9 採択方法

提案については、有識者で構成する障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト評価検討会における評価を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。(※平成21年7月末に決定・内示の予定)

10 本事業に係る照会先

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

中山、小野 電話 03-5253-1111 内線 3073, 3088

単価基準額

(別表)

人件費

Aランク	基本給月額 345,000円 時間給 2,000円
	博士の学位を取得後、国内外の研究機関で実績を積み、かつ、欧文誌等での主著が数件ある研究者、またはこれと同等の研究能力を有する者
Bランク	基本給月額 298,000円 時間給 1,770円
	博士の学位を取得後、5年以上にわたり研究に従事した者、またはこれと同等の研究能力を有する者
Cランク	基本給月額 265,000円 時間給 1,560円
	博士の学位を取得、またはこれと同等の研究能力を有する者
D1ランク	基本給月額 250,000円 時間給 1,470円
	修士の学位を取得、かつ、学会誌等での主著が数件ある研究者、またはこれと同等の研究能力を有する者
Dランク	基本給月額 211,000円 時間給 1,240円
	修士の学位を取得、またはこれと同等の研究能力を有する者
Eランク	基本給月額 193,000円 時間給 1,140円
	学士の学位を取得、またはこれと同等の研究能力を有する者

雇用者が負担する保険料は別に支出できる。通勤手当、住居手当、扶養手当、地域手当は国家公務員に準じて支出できる。

賃金

一日（8時間）当たり 8,300円を基準とし、雇用者が負担する保険料は別に支出する。
--

注) 一日において8時間に満たない時間又は8時間を超えた時間で賃金を支出する場合には、1時間当たり 1,030円で計算するものとする。

謝金

治験等のための研究協力	1回当たり 1,000円程度	
	治験、アンケート記入など研究協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。なお、謝品として代用することも可（その場合は、消耗品として計上すること）。	
講演、討論等研究遂行のうえで学会権威者等を招聘する場合	教授級以上または相当者	時間給 9,300円
	准教授級以上または相当者	時間給 7,700円
	講師級以上または相当者	時間給 5,100円
定型的な用務を依頼する場合	医師又は相当者	日給 14,100円
	大学（短大含む）卒業者又は専門技術を有する者及び担当者	日給 7,800円
	研究補助者	日給 6,600円